

明石市行政オンブズマン

2024年度（令和6年度） 活動状況報告書

[2024年4月1日～2025年3月31日]



SDGs未来安心都市・明石

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

明石市行政オンブズマン

明石市政策局市民相談室

目 次

1	2024年度の活動状況の概要	1
2	オンブズマン所感	
(1)	森 有美 代表オンブズマン	2
(2)	工藤 涼二 オンブズマン	3
3	オンブズマン制度の利用状況	
(1)	オンブズマンへの苦情申立て	4
(2)	オンブズマンの面談・相談	4
(3)	オンブズマン制度についての問合せ	4
(4)	オンブズマンの発意に基づく調査	4
(5)	区分別処理状況	5
4	処理事例	
(1)	苦情申立て事例1 人間ドック受診費用の助成申請の受付方法について	6
5	明石市法令遵守の推進等に関する条例（抜粋）	9

1 2024年度の活動状況の概要

(1) はじめに

明石市行政オンブズマン制度は、開かれた市政の推進と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的に、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に調査し、必要に応じて、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、問題解決を目指す制度です。

平成19年7月に要綱により設置し、平成22年7月1日から施行された「明石市法令遵守の推進等に関する条例」で規定されています。

(2) 苦情申立ての受付状況

事務局への相談・問合せは4件、オンブズマンが相談・面談をした件数は0件、苦情申立てとして受け付けた件数は0件でした。

(3) 苦情申立ての処理状況

令和6年度は苦情申立てが0件のため、当該年度分の処理案件はありませんが、令和5年度からの継続案件1件について調査を終了しております。

(4) オンブズマンの発意に基づく調査の件数

オンブズマンの自己発意に基づく調査はありませんでした。

(5) その他の活動状況

- ・ 第1から第4の水曜日の活動及び月1度オンブズマン会議。
- ・ 全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会への参加。

明石市行政オンブズマン（令和6年度体制）

- もり 森 ゆみ 有美 代表オンブズマン（弁護士）
任期：2023年4月1日～2025年3月31日
- くどう 工藤 りょうじ 涼二 オンブズマン（弁護士）
任期：2024年4月1日～2026年3月31日

2 オンブズマン所感

(1) 森 有美 代表オンブズマン



私は、令和7年3月末で任期満了により退任いたしました。この令和6年度の所感が、オンブズマンとして最後のものとなります。

令和6年度のオンブズマンの活動概要としましては、オンブズマン制度への問合せが4件、オンブズマンの面談・相談が0件、オンブズマンへの苦情申立が0件、苦情処理が終了した案件は1件（令和5年度からの継続案件）でした。オンブズマンの活動としては寂しい感じはしますが、市民の皆様のご理解・ご協力のもと、明石市の職員の皆さんが適法・適切に業務を遂行し、丁寧な市民サービスを実践されていることの表れと理解しております。

また、本年度は、全国オンブズマン会議が、久しぶりにリアルでも開催されるということでしたので、参加してまいりました。全国オンブズマン会議では、いくつかの議題について、参加した各自治体のオンブズマンから現状のご報告の後、質疑応答があり、毎回、参考になることが多くありますが、今回、私が注目したのは、申立人との面談の実施の有無についての議題でした。明石市では、申立があった場合は、オンブズマンが申立人と直接面談しておりますが、他の自治体では対応が分かれており、専門調査員を設置されている自治体では、専門調査員や窓口の職員が面談し、オンブズマンによる面談を例外としていたり、書面でやり取りを行い、いくつかの条件を満たす場合のみ面談を実施するなど、やり方は様々でした。申立人からいろいろとお話を伺っていく中で、申立書だけではわからなかった問題点が明らかになってきたりすることもありますので、私は、申立人との直接の面談はメリットが多いと考えておりますが、今後、例えば、電子申請での受付が開始して、申立数が増加するようなことがあれば、明石市においても、運用を変えていく必要があるとも思いました。

最後に、平成29年4月に就任してから4期8年もの間、私が無事にオンブズマンの責務を全うできたのは、市民の皆様、市民相談室をはじめとする明石市役所の職員の皆様のご理解・ご協力のおかげであり、深く感謝申し上げます。

明石市が、今後、益々発展されることを心よりお祈りしております。

(2) 工藤 涼二 オンブズマン

時の流れは早いもので、明石市からオンブズマンを拝命して既に7年が経ち、8年目となりました。そう多くはありませんが、この間に市民の方からのいろいろな苦情申立てを処理しました。振り返ってみますと、私が調査や相談を担当した件数は、令和元年が1件、令和2年が2件、令和3年が1件、令和4年が3件、令和5年が2件、また、ここまで毎年途切れずに申立てがあったのですが、理由は不明ながら令和6年は0件でしたので、合計9件となっています。明石市のオンブズマンは2名で申立て順に交互に担当していきますので、この間に全体としてはほぼこの倍数の申立てがあったこととなります。



それはともかくとして、明石市での申立て内容を見ると、福祉関係、道路・通路関係、ごみ処理関係、衛生関係、窓口での職員の市民への対応関係等々、いろいろな市の行政分野に及んでいますので、改めて市が行政を実施していく上で一般的に過誤のないようにすることの重要性が感じられます。

実際に苦情申立てがあった場合に、私たちオンブズマンがどのように対処しているかですが、①書面審査を経て調査が必要と判断された事案では、②まず申立人からお話をお聴きすることになります。これは殆どのケースで1回で終了しますが、中には複数回に及ぶものもあります。③続いて問題とされている部門の担当者から事情を聴取することになりますが、これも事案に応じて複数回に及ぶことがあります。なるべく効率的に、短時間で終わらせるために、担当部署の方には前もって必要な書類等を揃えていただく必要がありますので、相応の負担もおかけすることになります。

そして、④これらの事情聴取に基づいてオンブズマンとしての見解を報告書にまとめるわけですが、この間の事務的な作業は事務局の方で担当していただけるので、大変助かっています。これらの処理は、1～2か月をめぐりにしていますが、事案によってはもう少しかかるものもあります。

私の担当したこれまでの案件では、市に対して若干のアドバイスのような意見を述べたものもありますが、殆どの事案では市の対応に問題は見当たりませんでした。

明石市の苦情申立件数が少ないのは、市の行政に大きな問題がないことの現れであるとすれば喜ばしいことですし、実際にもそうであることを望んでいますが、「何も変わらないから市に苦情をいっても仕方がない」というような諦観のないし厭世的な理由が背景にあって申し立てられていないのであれば、オンブズマン制度の趣旨に照らして遺憾なことです。市民の目から見て公正な判断ができるようこれからも真摯に取り組みたいと思っています。

3 オンブズマン制度の利用状況

(1) オンブズマンへの苦情申立て
件数 0件

ア 処理結果別件数内訳(令和5年度からの継続案件) (単位:件)

処理結果	月												処理結果別計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 市の業務に不備の無かったもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 調査を打ち切り・中止したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 調査しないこととしたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※調査継続中													0
計													1

(2) オンブズマンの面談・相談
件数 0件

(3) オンブズマン制度についての問合せ
件数 4件

ア 内容別件数内訳 (単位:件)

内容	月												内容別計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 苦情申立ての相談	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4
② 制度に関する質問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 担当課からの情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4

イ 方法別件数内訳 (単位:件)

方法	月												方法別計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 電話	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
② 来庁	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
③ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
月別計	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4

(4) オンブズマンの発意に基づく調査
件数 0件

(5) 区分別処理状況

(単位：件)

区 分	件数
受付件数	0
1 苦情申立て	0
(1) 処理を終了したもの	1
① 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
ア 調査の過程で解決したもの	0
イ 勧告したもの	0
ウ 意見表明したもの	0
② 市の業務に不備の無かったもの	1
③ 調査を打ち切り・中止したもの	0
ア 調査を打ち切ったもの	0
うち、苦情申立ての取下げによるもの	0
イ 調査を中止したもの	0
④ 調査しないこととしたもの（※複数の理由によるものがある）	0
ア 所管外となったもの	0
a 裁判や行政上の不服申立手続等で審理中又は審理済のもの	0
b 監査委員が請求に基づき監査中又は監査済のもの	0
c 議会に関するもの	0
d 職員の自己の勤務内容に関するもの	0
e オンブズマンの行為に関するもの	0
イ 調査対象外であることがわかったもの	0
a 市の機関の業務の執行や当該業務に関する職員の行為に当たらないもの	0
b 苦情申立人が利害を有しないもの	0
c 事実のあった日から1年を経過したもの	0
d 内容が虚偽、不適切なもの	0
e 調査することが相当でないもの	0
(2) 調査継続中のもの	0
2 苦情の申立てを端緒としたオンブズマンの自己の発意に基づく調査	0
(1) 処理を終了したもの	0
① オンブズマンの意向に沿ったもの	0
② オンブズマンが意見を表明したもの	0
(2) 調査継続中のもの	0
3 苦情申立書提出に関する書類の不備・要件を満たさないもの	0
① 不受理としたもの（補正措置に従わないなど）	0
② 却下したもの（受理したが申請書に不備発生など）	0

※処理を終了した案件1件は、令和5年度からの継続案件

4 処理事例

(1) 苦情申立て事例1 (市の業務に不備の無かったもの)

<人間ドック受診費用の助成申請受付方法について>

苦情申立て対象機関	市民生活局 市民生活室 国民健康保険課
<苦情申立ての内容>	
<p>人間ドック受診費用の助成申請の受付方法について、新型コロナウイルスのまん延により、窓口受付から郵送に変更されていたが、コロナも5類に移行となったので、以前のように、受付及び許可書の発行を窓口交付に戻すべきである。</p> <p>郵送の場合、6月7日に満75歳を迎える家族が人間ドックを受診できない可能性がある。これは保険料を納付している者に対する権利侵害である。年度業務なのに、なぜ4月1日から対応しないのか。</p>	
<調査結果等>	
<p>1 調査事項</p> <p>オンブズマンは、苦情申立人との面談を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。</p> <ul style="list-style-type: none">① 受付方法が変更になった経緯② 受付開始時期が5月からとなっている理由③ 指定医療機関との契約内容（予約方法など含む。）	
<p>2 担当課からの聴き取り内容</p> <p>(1) 明石市国民健康保険人間ドック助成事業（以下「人間ドック助成制度」という。）の利用申込受付が5月1日からである理由</p> <p>人間ドック助成費用は毎年4月1日の診療報酬改定を反映して金額を変更している。</p> <p>診療報酬改定に先立ち、3月上旬に厚生労働省の告示で診療報酬の改定内容が示される。その後、市は、同月上旬から中旬にかけて助成金額を決め、4月上旬ころ、明石市医師会（以下「医師会」という。）から人間ドック助成制度に参加する医療機関一覧の提出を受け、同月中旬ころ、医師会と国民健康保険人間ドック業務委託契約を締結する。</p> <p>コロナ前までは、ゴールデンウィーク明けに募集を開始していたが、郵送申請に切り替えたことで日程を繰り上げ、5月1日から募集開始としている。</p> <p>(2) 受付方法を窓口申請から郵送申請に切り替えた経緯</p> <p>コロナ前までは窓口申請としていたが、先着700名としているため、受付開始日に窓口に来庁者が殺到し、担当課の職員総出で対応せざるを得ず、他の業務を圧迫してしまっていた。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を機に窓口申請から郵送申請に切り替えたところ、感染対</p>	

策のほかに業務の効率化を図る効果が得られたため、コロナウイルスが5類に移行した以降も郵送申請による方法を継続している。また、郵送申請への切替えは、来庁が困難であっても申請をすることができるようになったなどと肯定的に受け止められており、郵送申請の方法について申請者から目立った苦情はない。

3 オンブズマンの見解

(1) 人間ドック助成制度の受付が4月1日開始ではないことについて

ア まず、人間ドック助成制度の内容については、明石市国民健康保険人間ドック助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）が定められているところ、人間ドック助成制度の事業のうち、検診業務及びこれに伴う業務については、明石市が医師会に委託して行わなくてはならず（要綱第5条1項）、業務の内容については、あらかじめ、市と医師会が協議して定めることとされている（要綱第5条2項）。

イ また、受診者が負担する金額は、検診費用の3割に相当する額を基準とし、市長が定めなくてはならない（要綱第9条）ところ、診療報酬が毎年改定されるため、明石市は、原則として、当該年度4月1日時点の診療報酬改定を基準に助成金額を定める必要がある。各年度の診療報酬改定の内容が厚生労働省により告示されるのが3月上旬であることから、助成金額の決定は3月中旬となる。

ウ さらに、人間ドックの受診を承認された者は、市が指定する検診機関に対して受診の予約をしたうえで、検診を受けることとされている（要綱第8条）ので、明石市が受付を開始する前には市の指定検診機関が決定している必要がある。

医師会は、明石市が3月中旬に助成金額を定めてから、検診を実施する医療機関を募集するため、検診を実施する医療機関が決定するのは4月上旬となる。

エ 委託する業務の内容が確定するのが4月上旬から中旬であるため、明石市が医師会と委託契約を締結するのは4月中旬となることはやむを得ないといえる。

オ このように、要綱に従って人間ドック助成制度を運用するには、上述のような日程とならざるを得ず、4月1日から受付を開始できないことには合理的な理由があると考えられる。そして、実際に、受付開始までに準備が必要なことを考えると、4月中旬の委託契約締結後、受付開始まで2週間程度の期間を要するのは相当といえる。

カ 以上から、オンブズマンとしては、人間ドック助成制度の受付開始日が5月1日であることについては、違法でも不当でもないと判断した。

(2) 申請方法が郵送受付のみとされている点について

ア まず、要綱において、申請の受付方法についての定めはない。

イ 次に、明石市においては、コロナ禍の前（令和元年度まで）は、人間ドック助成制度の申請は窓口受付のみとしていたが、本制度に定員があることから、受付初日に窓口に申請希望者が殺到し（初日の申請件数が300件以上）、担当課がその対応に追われ、他の業務に支障が生じていたことが認められる。

ウ さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、申請を郵送受付に変更したとこ

ろ、担当課としては、他の業務が停滞することなく、業務の効率化を図ることができていること、申請希望者から来庁するのが困難であるため郵送受付をしてほしいとの要望があることも認められる。また、新型コロナウイルス感染症の分類が5類となっても感染のおそれはあることから、感染対策のために、受付開始日の窓口の混雑を避ける必要があると考えられる。

エ このような事情を考慮すると、担当課が本件人間ドック助成制度の申請方法を郵送のみとしていることにも、一定の合理性が認められ、かかる運用方法が違法、また不当であるとまではいえないと判断する。

ただし、人間ドック助成制度においては、申請承認後に受診予約をするようにしていること、75歳の誕生日の前日までに受診しなければいけないことから、5月下旬から6月初旬に75歳の誕生日を迎え、受診を希望する者に対しては、申請があればできる限り速やかに承認し通知することが望ましい。

苦情申立ての受付年月日	2024年（令和6年）3月27日	要した日数
市の機関への調査年月日	2024年（令和6年）4月10日	14日間 （聴き取り1日）
調査結果通知年月日	2024年（令和6年）4月26日	30日間

5 明石市法令遵守の推進等に関する条例（抜粋）

第5章 行政オンブズマン

（行政オンブズマンの設置）

第42条 市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、並びに行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的として、本市に行政オンブズマンを置く。

（オンブズマンの所管事項）

第43条 行政オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）の所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為（以下この章において「市の業務」という。）であって、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 訴訟手続その他の裁判所における手続、刑事事件その他犯則事件に関する法令の規定に基づく手続又は行政上の不服申立ての手続その他の紛争処理制度において既に審理が行われ、又は現に行われている事項
- (2) 監査委員が請求に基づき既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容及び身分等に関する事項
- (5) オンブズマンの行為に関する事項

（オンブズマンの職務）

第44条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市の業務に関する苦情の申立てを受け付け、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の苦情の申立てを端緒として、自己の発意に基づき市の業務に関する事案を取り上げて調査すること。
- (3) 第1号の規定により受け付けた苦情又は前号の規定により取り上げた事案（以下この章において「苦情等」という。）について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下この章において「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 苦情等の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

（オンブズマンの責務）

第45条 オンブズマンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズマンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズマンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（市の機関の協力）

第46条 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立の立場を尊重しなければならない。

2 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的に協力し、援助するよう努めなければならない。

（市民等の協力）

第47条 市民その他オンブズマンに関する制度を利用する者は、第42条に規定するオンブズマンの設置の目的を達成するため、オンブズマンに関する制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

（オンブズマンの組織等）

第48条 オンブズマンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズマンとする。

2 オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が有り、かつ、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 オンブズマンの任期は、2年とし、再任されることができる。

4 オンブズマンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

（兼職等の禁止）

第49条 オンブズマンは、公職者又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズマンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

（オンブズマンの守秘義務）

第50条 第9条第1項の規定は、オンブズマンの守秘義務について準用する。
（解嘱）

第51条 市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他オンブズマンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

2 オンブズマンは、前項に規定する場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

（オンブズマン会議）

第52条 次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。

(1) オンブズマンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズマンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズマンの協議により必要と認める事項

2 オンブズマン会議は、代表オンブズマンが招集する。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズマン会議の運営に関し必要な事項

は、代表オンブズマンがオンブズマン会議に諮って定める。

（苦情の申立て）

第53条 何人も、オンブズマンに対し、市の業務について苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による苦情の申立て（以下この章において「苦情申立て」という。）は、次に掲げる事項を記載した苦情申立書により行わなければならない。ただし、オンブズマンが苦情申立書によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1） 苦情申立てをしようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（2） 苦情申立ての趣旨及び理由並びに原因となった事実のあった年月日

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

3 苦情申立ては、代理人により行うことができる。

（調査対象外事項）

第54条 オンブズマンは、苦情申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情申立てに係る苦情について調査しない。

（1） オンブズマンの所管する事項でないとき。

（2） 苦情申立てをした者（以下この章において「苦情申立人」という。）が、苦情申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。

（3） 苦情の内容が、苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（4） 苦情の内容が虚偽であるものその他オンブズマンの設置の目的に照らして不適切なものであると認めるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でない特別な事情があると認めるとき。

2 オンブズマンは、前項の規定により調査しないときは、苦情申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

（調査の通知等）

第55条 オンブズマンは、苦情等について調査を行うに当たっては、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 オンブズマンは、苦情等の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。

3 オンブズマンは、前項の規定により苦情等の調査を中止したときは、当該苦情等が、申立てに係るものである場合にあっては理由を付してその旨を苦情申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づくものである場合にあっては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（オンブズマンによる調査の方法等）

第56条 第16条第2項、第17条及び第18条（第5項を除く。）の規定は、オンブズマンによる苦情等の調査について準用する。

(出資団体等の調査への協力)

第57条 出資団体等及び指定管理者は、オンブズマンが行う苦情等の調査について、協力するよう努めるものとする。

(苦情等の調査結果の通知)

第58条 オンブズマンは、苦情等の調査を終了したとき(第55条第2項の規定に該当する場合を除く。)は、その結果を、次の各号に掲げる苦情等の区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 苦情申立てに係る苦情 苦情申立人及び第55条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づき取り上げた事案 第55条第1項の規定により通知した市の機関

(勧告及び意見表明)

第59条 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズマンは、苦情申立てに係る苦情について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、苦情申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告及び意見表明の尊重)

第60条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(オンブズマンへの報告等)

第61条 オンブズマンは、第59条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズマンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズマンに報告しなければならない。

3 オンブズマンは、苦情申立てに係る苦情について前項の規定による報告があったときは、苦情申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告等の内容の公表)

第62条 オンブズマンは、第59条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 第25条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(事務局)

第63条 オンブズマンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(オンブズマンの活動状況の報告)

第64条 オンブズマンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(発行)

明石市政策局市民相談室広聴係

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

TEL 078-918-5050

FAX 078-918-5102